〇山田地区防犯灯設置等補助金交付要綱

第１条　　この要綱は、防犯灯設置等補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　　地域づくり協議会長は、防犯対策、生活環境の改善及び省エネルギーの推進を

図るため、自治会等が行う防犯灯の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

第３条　　補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

第４条　　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯灯設置等補助金交付申請書（様式第１号）により補助事業の内容及び経費の概算を地域づくり協議会長に申請し、承認を受けなければならない。

第５条　　申請者は、防犯灯の設置等に係る工事完了日から起算して1月以内に防犯灯設置

等補助事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて地域づくり協議会長に提出しなければならない。

第６条　　この要綱に定めるもののほか、防犯灯の設置等に関し必要な事項は地域づくり協議

会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　　象　　経　　費 | 補　　助　　率 | 備　　　　　考 |
| 1. 防犯灯の新設、移設、及び

増設に要する経費1. 既存蛍光灯型防犯灯から

LED型防犯灯に切替えに要する経費 | １基につき２分の１以内（10,000円を上限） | 同一の防犯灯については（１）または（２）のいずれか１つのみが対象 |
| （３）　　防犯灯の新設に必要な電柱設置に要する経費 | ２分の１以内（50,000円を上限） |  |